

川俣都市計画
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
〔川俣都市計画区域マスタープラン〕



川俣の織物業の歴史を紹介している「おりもの展示館」(川俣町)

平成 26 年

福 島 県

都市計画区域マスタープランの見直しにあたって

都市計画区域マスタープランは都市計画法に基づき、長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、都市計画の基本的な方向性を示すものです。

本県では平成16年に全都市計画区域で策定し、近年の少子高齢・人口減少社会の本格的な到来、市町村合併や生活圏域の広域化などの社会情勢の変化を背景に、平成21年3月に策定した「新しい時代に対応した都市づくりビジョン」を根幹に据えながら、持続可能な集約型の都市を実現するため都市計画区域マスタープランの見直しを行うこととしました。

見直しを進める中、平成23年3月に東日本大震災及び原子力災害が発生し、本県に大きな被害をもたらし、特に原子力災害では、長期間帰還困難な土地が生じたほか、県内の多くの地域が放射性物質による影響を受け、発災から3年が経過した今なお、多くの県民が避難生活を続けている状況にあります。

一方、県では、復興に向けた具体的な取り組みや事業を示した「福島県復興計画」を策定し、安心して住み暮らせるふくしまを取り戻すとともに、ふるさとで働けるよう農林水産業の再生や産業の集積を図るなど、様々な施策により「誇りあるふるさと再生の実現」に向けて、復興の主体である地域・市町村等とともに全力で取り組んでおり、着実に元気を取り戻してきています。

今回の都市計画区域マスタープランの見直しにおいては、これらの状況を十分に考慮し、大震災や原子力災害を踏まえた緊急的対応として、復興公営住宅の整備等による生活環境の確保やコミュニティの再生など、避難先において安心して生活できるまちづくりに取り組むとともに、長期的には、一日も早い本県の復興・再生を念頭に置きながら、新たな産業の集積等による「活力と賑わいのあるまちづくり」、大規模災害等を考慮した「安全・安心な災害に強いまちづくり」、「地域のコミュニティの維持に配慮したまちづくり」などを推進し、本県の都市づくりの基本理念である「都市と田園地域等の共生」の具現化に取り組んでいくものとしています。

平成26年5月

目 次

1. 基本的項目	1
1) 対象区域	1
2) 目標年次	1
2. 都市計画の目標	2
1) 都市の現状と課題	2
2) 都市づくりの理念	5
3) 当該都市計画区域の広域的位置づけ	11
4) 保全すべき環境や風土の特性	11
3. 区域区分決定の有無	12
1) 区域区分の有無とその理由	12
4. 土地利用に関する主要な都市計画の決定方針	13
1) 主要用途の配置方針	13
2) 土地利用の方針	13
5. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定方針	15
1) 交通施設	15
2) 河川	17
6. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定方針	18
1) 主要な市街地開発事業の決定の方針	18
7. 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定方針	19
1) 基本方針	19
2) 主要な公園緑地の配置方針	19

1. 基本的項目

1) 対象区域

本都市計画区域は、川俣町の行政区域の一部、1,940haにより構成される。

区 分	市町村	範 囲	規 模
川俣都市計画区域	川俣町	行政区域の一部	1,940ha
合 計	1町		1,940ha

2) 目標年次

都市計画区域マスタープランは、長期的な視点に立った都市づくりを進めるための指針として策定することから、平成22年度を基準とし概ね20年後の平成42年を目標年次とする。

ただし、都市の成長管理という視点から、人口や産業の動向を踏まえ柔軟性が保たれるべき以下に掲げる事項については、10年後の平成32年を目標年次と定める。

なお、当計画は社会経済状況の変化等に柔軟に対応していくため、必要に応じて見直しの検討を行うものとする。

- 都市的土地利用の規模
- 都市施設や市街地開発事業の整備目標
- 主要な緑地の確保目標

2. 都市計画の目標

1) 都市の現状と課題

① 広域的視点から見た現状と課題

本都市計画区域は、福島県の中通り地方の北部に位置し、東西と南北がともに約7kmとなっている。また、県庁所在地である福島市から東南に約20kmの距離にある。

本都市計画区域を構成する川俣町は、古くから養蚕、絹織物の町として栄えてきた歴史があり、また、交通の要衝地、周辺地域の商業の中心地として市街地が発達してきた。

川俣町は、通勤・通学等を始めとして救急医療や文化施設の利用面で、福島市との結びつきが強い状況にあり、福島市とのアクセス性を強化していく必要がある。

川俣町の中心市街地は、伊達郡南部の生活拠点として、周辺地域も含めた住民の日常生活を支援する役割を担っていることから、隣接する地域とのアクセス性についても強化していく必要がある。

② 土地利用に関する現状と課題

本都市計画区域がある川俣町は人口の減少傾向が続いており、高齢化率は県の平均を上回っている。都市計画区域の人口も減少傾向にあり、また、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波による災害（以下、「東日本大震災」という。）や東京電力福島第一原子力発電所事故による災害（以下、「原子力災害」という。）などの影響により本都市計画区域内等での人口流動が大きくなっており、土地利用の動向に影響を及ぼすものと考えられるが、今後、大幅な宅地需要が発生することは見込まれない。その一方で、遊休地や未利用地の増加、地域コミュニティの活力の低下が懸念される。

本都市計画区域は、豊かな自然や農地に囲まれた地域であることから、自然環境や農地を保全するとともに、都市としての利便性を確保することが必要となっている。また、平地部が少ない地形であるため、用途地域内にある多くの遊休地や未利用地の有効活用が求められる。

中心市街地では、空き店舗の増加等、商業等の機能低下が現れており、地域住民の日常生活の利便性を確保するためにも、にぎわいのある中心市街地として活性化を図る必要がある。また、市街地内は、地場産業の工場と住宅等が混在している地区があり、住環境に対する影響を把握しつつ、計画的な土地利用を図る必要がある。

市街地周辺の丘陵地については、市街地に近接する良好な緑地と位置づけ、積極的に保全を図る必要がある。また、優良な農地の保全を図る等、都市と田園地域等の健全な調和を図るとともに、環境保全や水源かん養に配慮した自然環境との共生が必要である。

③ 都市施設に関する現状と課題

交通施設については、中心市街地内の都市計画道路の整備率が低く、狭隘な道路や歩道の未整備箇所が見られる。このため、計画的な整備により、市街地内の狭隘な道路の解消や、歩行者等にとって安全に移動できる交通環境を実現していく必要がある。また、東日本大震災では県内各

所で道路の通行止めが発生し、避難や物資の輸送に支障を来したことから、災害や救急医療等非常時における緊急輸送路の確保等にも配慮した道路ネットワークの形成が求められる。

公共交通は、バスが中心であるほか、デマンド型乗合タクシーが運行されている。高齢化の進行とともに、公共交通の役割は一層高まっていくと考えられるが、近年バス路線の廃止・縮小が進んでおり、公共交通機能の維持強化が課題である。

河川や水路では、生活排水による水質汚染が見られるため、合併処理浄化槽等の整備を促進することが必要であり、また、広瀬川等の自然環境を保全しつつ、市街地を流れる身近な親水空間として、積極的に保全を図る必要がある。

公園緑地については、総合公園である中央公園の魅力の維持・向上を図るとともに、東日本大震災では、県内各所で多くの公園が一次避難の場所や防災活動の拠点となり災害時における公園が本来持つ役割を果たしたことから、今後も適切な維持・管理を行う必要がある。

なお、都市施設の整備にあたっては、歴史的街なみの保全や良好な景観の形成に配慮するとともに、安全で快適な歩行空間の形成や、高齢者・障がい者等の移動の円滑化などへの対応に加えて、誰でも使いやすいユニバーサルデザインに配慮した施設づくりが必要である。

④ 市街地開発事業に関する現状と課題

本都市計画区域では、市街地開発事業を実施していないが、必要に応じ、中心市街地の活性化に向けて、街路の拡幅整備や遊休地を利用した公園の整備等により、安全性の向上とともに、豊富な自然環境・歴史的資源を生かした魅力づくりに取り組む必要がある。

⑤ 自然環境の整備又は保全に関する現状と課題

本都市計画区域は、阿武隈高地西斜面の丘陵地帯に位置し、周辺を山々に囲まれた、自然の恵み豊かな地域である。

このため、阿武隈高地の斜面緑地など優れた自然環境の保全に努めながら、川俣町ならではの魅力ある資源として活用を図る必要がある。

農地は、相馬郡境に連なる北部阿武隈の秀麗な花塚山（918m）、高太石山（836m）から西に走る斜面に小規模な耕地が点在している。地域資源を生かした農業生産力を維持するため、優良な農地の確保と整備を図るとともに、農地の持つ洪水防止、水資源のかん養などの多面的な機能を維持するためにも、適正な保全と管理を図る必要がある。

また、市街地においても、自然環境への負荷の軽減や動植物等の生態系に配慮したまちづくりを進めるとともに、必要に応じて建築物の高さを制限するなど、豊かな自然景観の保全、良好な街なみ景観の形成の検討を行う必要がある。



自然に親しむことができる「峠の森自然公園」

2) 都市づくりの理念

2) - I 本県の都市政策における基本理念・基本方針の整理

本県では、人口減少や少子高齢化の進行等都市を取り巻く社会経済情勢の大きな変化に対応した都市政策を進めるため、平成21年3月に「新しい時代に対応した都市づくりビジョン」を策定した。今後、このビジョンを、都市計画区域マスタープランや都市計画運用等の根幹に据えながら、都市計画の主体である市町村や県民等、都市づくりに関わる多くの関係者ととともに、持続的な取り組みを進めることをめざす。

県内の全ての区域において、都市づくりの前提となるものであり、「新しい時代に対応した都市づくりビジョン」における本県の都市政策における基本理念・基本方針を以下に示す。

□ 基本理念

(背景)

- 都市を取り巻く状況は、人口減少や少子高齢化の進行、地球環境問題の深刻化、財政上の制約等大きく変化しており、これまでの市街地の拡散を改め、都市機能が一定程度集積する都市構造へと転換していく必要性が増している。
- これまで、経済効率重視の開発・土地利用の進行に伴い、画一的な都市が形成されてきたことで、地域が個性を喪失し、魅力を低下させているという問題点が顕在化しており、特に地方都市において深刻となっている。
- 本県を含む地方都市では真の活力創出が求められており、自らの地域の魅力を再検証し、固有の資源を有効に活用しながら、多くの県民が愛着を持てる県づくりを推進していくことが求められている。
- 今後、一層の人口減少や高齢化の進行等が予想される中で、新しい時代認識をもって、これらの課題に適切に対応していくことが急務となっている。

(基本認識)

- 都市は、様々なライフラインや社会資本、行政、商業、交通、教育、医療等の機能を有し、一定の人口が集中して生活する場所であり、農村等都市周辺の田園地域等は、食料供給、景観形成、レクリエーション空間の創出、自然環境の保全、伝統・文化の継承等多面的な機能を有している。
- 本県の都市は、広大で豊かな自然的環境の中に点在しており、都市と周辺の田園地域等が有機的なつながりを持ち、共生していくという視点が不可欠である。この視点は、都市構造のあり方にも密接な関係性を持っている。

- 本県は、核となる4都市(福島市・会津若松市・郡山市・いわき市)、周辺都市、町村、集落など規模や特性の異なる都市が段階的なつながりを有しており、これらの実態を踏まえながら、それぞれが、規模や特性に応じたコンパクトなまちづくりを進めていく必要がある。
- 本県の個性と魅力の源泉は、豊かな水や緑が織り成す美しい自然や優れた景観等の中で、多様な歴史、伝統、文化が息づく環境であり、これらを次代に継承すべきかけがえのない財産という認識を持って、今後の都市づくりを進めていく必要がある。
- 田園地域等における自然や農業等の体験、癒し、レクリエーション、都市における情報、産業、教育、アミューズメント等、それぞれの地域が持つ魅力に互いに触れ合えるような関係を構築していくことが重要である。
- 都市及び田園地域等の文化やコミュニティを尊重しながら、相互交流や相互補完を活発化し、それぞれがともに豊かになれる都市づくりを推進する。そして、都市や田園地域等の幅広いネットワークを形成し、豊かな自然的環境との調和を図りながら、にぎわいと魅力のある持続可能な共生社会を目指していく。

(基本理念)

- 以上の考え方により、本県においては、「都市と田園地域等の共生」を都市政策の基本理念とし、県民や事業者、市町村等様々な主体と一体となって、本理念の具体化及び継承に取り組む。

□ 基本方針

本県がめざす都市づくりは、次の3つの基本方針の下に推進していく。

○都市と田園地域等が共生する都市づくり

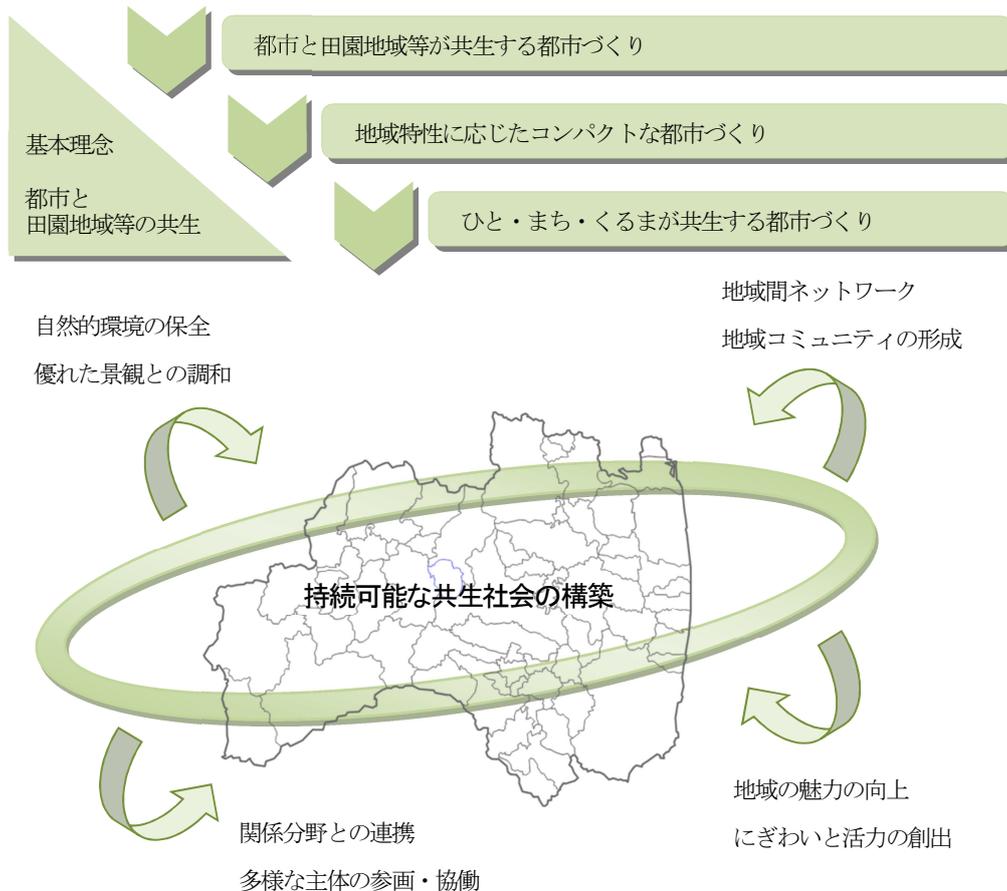
広大な自然的環境の中に都市が点在しているあり方が、本県の個性と魅力を形成している現状を踏まえた上で、各地域の豊かさと活力を向上させ、ふくしまの魅力を一層高めていくため、都市と田園地域等が交流し、共生していく都市づくりを推進する。

○地域特性に応じたコンパクトな都市づくり

人口の減少など都市を取り巻く環境が大きく変化している中で、経済性や効率性のみが重視された拡散型の都市づくりを転換し、生活環境を重視した持続可能な集約型の都市を実現するため、地域の特性や実状等に対応したコンパクトな都市づくりを推進する。

○ひと・まち・くるまが共生する都市づくり

今後の超高齢社会等を見据え、自動車への過度な依存を改め、「ひと」を重視した生活環境の形成を進めていくため、「ひと」と「くるま」とともに、様々な活動の場となる「まち」を一体的に捉えながら、「ひと」と「まち」と「くるま」が共生する都市づくりを推進する。



□震災を踏まえた都市づくりの基本的な考え方

平成23年3月11日に発生した東日本大震災及び原子力災害は、本県に大きな被害をもたらし、特に原子力災害では、長期間帰還困難な土地が生じたほか、県内の多くの地域が放射能汚染による影響を受け、今なお多くの県民が県内外での避難生活を続けている。

県は、大震災等からの1日も早い安定した県民の生活再建を図るため「福島県復興計画」を策定し、除染による県土の環境回復を行うとともに、生活再建、未来を担う子ども・若者の育成、農林水産業の再生、産業の集積による雇用の確保、沿岸部での「多重防御」や災害に強い都市づくりなど、「誇りあるふるさと再生の実現」に向け、復興の主体である地域・市町村等とともに全力で取り組んでいく。

震災を踏まえた緊急的対応として、避難生活を続けている方々の生活再建を支援するため、雇用、医療・福祉等に配慮しながら、復興公営住宅の整備等による生活環境の確保やコミュニティの再生など、避難先において安心して生活できるまちづくりに取り組む。

長期的には、本都市計画区域マスタープランを都市の将来像として掲げ、再生可能エネルギーや医療関連など新たな産業の集積等による活力と賑わいのあるまちづくり、大規模災害を考慮した安全・安心な災害に強いまちづくり、地域のコミュニティの維持に配慮したまちづくりなどを推進し、本県の都市づくりの基本理念である「都市と田園地域等の共生」の具現化に取り組む。

また、原子力災害により長期間帰還困難となった地域については、帰還を前提とした復興まちづくりを進めるために都市計画の見直しを検討する。

2) -II 本都市計画区域の都市づくりの理念

本県の都市づくりビジョンの基本理念・基本方針を踏まえた上で、本都市計画区域の都市づくりの理念を次のように定める。

川俣都市計画区域の都市づくりの理念

「絹の歴史に育まれた 快適な暮らしと交流のあるまちづくり」

■にぎわいのある都市づくり

○伊達郡南部の中心都市として商業業務機能、公共サービス機能などが集積し、子どもからお年寄りまで人が集まるにぎわいのある都市づくり

■快適な生活都市づくり

○伊達郡南部の中心都市として周辺の町村から羨ましがられる豊かな自然環境と調和した快適な居住環境を備えた快適な都市づくり

■絹の里として歴史・文化を生かした都市づくり

○かつて隆盛を極めた養蚕の歴史や、絹織物の生産で培った文化を生かし、絹の里として差別化し本都市計画区域の内外にPRしていく都市づくり



花塚山から川俣の市街を望む

① 緑豊かな自然環境や田園地域等の保全

川俣町には多くの自然が残っている。のどかな田園風景や山々、町中を流れる広瀬川等、これらの緑・水等の自然環境は町民の心の拠り所であり、町の財産でもある。この自然環境を次世代に引き継いでいくことは、まちづくりの基本であり、町民・企業・行政が一体となって、自然環境の保全に取り組む。

農地は、生産供給の場であるとともに、景観形成、緑や防災空間の提供などの多面的な役割を担っている。本都市計画区域の農地規模は小さいものの、良質な農産物、特産品を生産しており、本都市計画区域の個性あるまちづくりを行っていく上で欠くことのできない貴重な資源である。

このことから、無秩序な市街化を行わないものとし、優良な農地の保全を図るものとする。

② 安全で安心できるまちづくりの推進

阿武隈高地は地盤が強固であり、地震に対しては比較的安全であると言われているが、本都市計画区域の中心市街地には老朽化した木造住宅の密集地区や防災上問題のある狭隘な道路が残されている。

このため、避難路や緊急車両の通行を確保するための区画街路の形成を推進するとともに、避難場所となるオープンスペースの確保に努める。また、耐震性等の劣る公共施設等があることから、公共施設の耐震性の確保に努める。

安全で安心できるまちづくりの推進には、住民の自主防災意識の醸成が必要であることから、ハザードマップの整備等により、危険地域についての情報の周知徹底を図るとともに、住民と行政の連携の強化を図るものとする。

③ 生活圏の広域化に対応した、交流と連携のネットワークづくり

川俣町には古くから交通の要衝として、また、周辺地域の商業の中心地として栄えてきた歴史がある。現在でも数々の祭りやイベントが開催され、多くの人々が訪れる町であり、スポーツや文化活動を通じて他地域との交流が盛んに行われている。

交流・連携のさらなる促進を図るため、既存市街地の商店街活性化、鶴沢地区の沿道型商業施設の集積の促進を始め、道の駅や川俣町体育館、合宿所（とれんぴあ）、羽山の森美術館等を有効に活用し、他地域との交流機会の創出に努める。

また、圏域拠点である福島市との結びつきが強いことから、福島市とのアクセス性の強化を図る。

④ コミュニティの維持に配慮したまちづくりの推進

川俣町の市街地は、歴史のある交通の要衝として、また蚕糸流通の中心としての歴史がある。こうした地域の特性を守り、住み続けられる市街地であるために、コミュニティの維持・再生を念頭に置いたまちづくりを進める必要がある。

田園地域についても、阿武隈高地の中山間地を始め、人口減少や高齢化が顕著に進むことが想定される地域を抱えており、また、東日本大震災や原子力災害などの影響により若い世代を中心とし

た県外への人口流出や県内での人口流動が大きくなっていることから、コミュニティの維持・再生による住み続けられる地域づくりが必要となっている。

そのため、市街地内の低未利用地や集落部において受容できるような土地利用施策を通じて、人口の定着を促すほか、都市部との交流を促進するための仕組みづくりに努めることにより、本都市計画区域の市街地部や集落部においても、コミュニティが持続し住み続けられる地域づくりを推進する。

⑤ 魅力とにぎわいのある中心核と産業基盤の形成

本都市計画区域においては、日常購買需要に対応した生活拠点の形成を図るため、中心市街地への商業・業務等の集積を図り、中心市街地の再生に努める。また、(都) 中丁鉄砲町線(旧一般国道349号)沿道の商業施設との連携を強化し、利便性が高く、魅力ある拠点を形成する。

また、用途地域内の未利用地や遊休地の有効利用を進めると同時に、市街地周辺部等への無秩序な拡大を防止し、まとまりのある市街地の形成を図る。

さらに、織物業を背景とした工業技術や川俣シャモ等、地域資源を生かした産業の振興や交流人口の拡大を図る。

⑥ 環境負荷の少ない低炭素型のまちづくりの推進

地球温暖化の進行を緩和するため、温室効果ガスの発生抑制及び温室効果ガスの吸収源である緑の保全・創出、エネルギーの効率的な利用を図り、環境負荷の少ない低炭素型のまちづくりの推進に努める。

特に、自動車からの温室効果ガスの発生を抑制するため、生活拠点等に都市機能の集積を進めることや、地域の実情に応じたデマンドタクシーの運行等、効率的で利便性の高い公共交通体系を構築し、自家用車から公共交通への利用転換を促進する。

また、緑の保全・創出を図るため、市街地周辺の里山を始めとした豊かな自然環境の保全を図る。

なお、農地へ復元が困難な耕作放棄地等については、太陽光・風力発電等による土地利用の促進を図る。

⑦ 住民の暮らしを支える都市施設の整備

都市施設については、交流ネットワークに資する施設など、住民の生活を支え、都市の利便性を向上させ、良好な都市環境を確保するために必要なものを、土地利用や他の計画との整合性、一体性に配慮して配置することとする。

都市の骨格を形成する一般国道114号及び349号の機能強化を図りながら、東西南北の交通軸を形成するとともに、中心市街地を形成している各都市計画道路の整備を推進する。また、災害時の防災拠点として防災機能を有した公園や、河川等の都市基盤を整備する。

なお、施設整備にあたっては、歴史的街なみの保全や良好な景観の形成に配慮するとともに、誰もが暮らしやすいまちを形成するため、ユニバーサルデザインの理念に基づき、地域住民の参加・協力のもと時代に対応した都市施設の整備に努める。

さらには、地域の防災性の向上に対して各施設が果たすべき役割を十分考慮しながら、災害に強い都市施設整備を進める。

参考 附図1 都市構造図

3) 当該都市計画区域の広域的位置づけ

本都市計画区域は県北都市圏の南東部に位置し、県北都市計画区域と通勤通学や買い物、通院等、多く面で密接に関係していることから、今後も、県北都市計画区域との連携の強化を図る。

また、絹の里としての知名度を生かし、商工住機能の整った伊達郡南部の生活拠点として位置づけ、生活を支える都市機能の集積を誘導するとともに、他地域との交流・連携の拡大に努める。

参考 附図2 広域都市圏構造図

4) 保全すべき環境や風土の特性

本都市計画区域には、多くの自然が残っており、のどかな田園風景や山々、街なかを流れる広瀬川など、これらの緑・水などの自然環境を保全していく。

相馬郡境に連なる北部阿武隈の山並みには、秀麗な花塚山（918m）、高太石山（836m）がそびえ、尾根から西に走る斜面に耕地がある。これらは、地域を特徴づける重要な要素となっており、後世に継承すべき財産と位置づけ、適正に保全することとする。

耕地は広瀬川や口太川、女神川の流域にまとまっているほかは、山間をぬう傾斜地に多く、標高500m以上の高冷地もある。

古くから養蚕、絹織物の町として栄えてきた歴史があり、春日神社、常泉寺、河股城趾、薬師堂などの史跡や文化財も多く、これらの歴史的資源を大切に保全していく。

3. 区域区分決定の有無

1) 区域区分の有無とその理由

① 区域区分の有無

本都市計画区域では、区域区分を定めない。

② 判断理由

本都市計画区域では、用途地域や特別用途地区の指定により、適正な土地利用を誘導し、秩序ある都市の形成を図ってきた。

近年、人口は減少しており、今後もこの傾向が続くものと考えられる。そのため、宅地開発事業等の市街化圧力は小さく、無秩序な市街化がされる可能性は低いと考えられる。

一方、市街地の周辺には丘陵地や優良な農地が広がり、豊かな自然環境を有しているが、森林法や農業振興地域の整備に関する法律等により、森林や優良な農地等が保全できるものと考えられる。

以上の理由により、川俣都市計画区域においては、区域区分を定めないこととする。

4. 土地利用に関する主要な都市計画の決定方針

1) 主要用途の配置方針

① 商業・業務地

旧一般国道349号沿線の中心市街地を商業地として、町役場や中央公民館、郵便局等の集積している地区は業務地として位置づけ、生活を支える都市機能の集積により、にぎわいと魅力の向上を図る。

一般国道114号沿いの道の駅周辺は、沿道型商業地として位置づけ、沿道型商業施設の集積を図る。

② 工業地

飯坂工業団地、中山工業団地及び西部工業団地を工業地と位置づける。中山工業団地及び西部工業団地においては、田畑など周囲の環境への配慮を行いつつ、適正な工業施設の利用促進を図る。飯坂工業団地においては、周囲の山林などの自然環境へ配慮しながら、現在の操業環境を維持していく。

③ 住宅地

中心市街地の既存住宅地については、細街路の拡幅、遊休地を利用した小公園の整備等により、防災性の向上と居住環境の改善を図り、良質な住宅地の供給を促進する。

2) 土地利用の方針

① 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

既成市街地では、住宅と作業場等が混在する地区が見られるが、住宅と併用した作業場等が多く、基本的に住環境に著しく悪影響を及ぼさない限り用途の混在を許容していくものとする。

なお、用途地域の変更を行うにあたっては、市町村都市計画マスタープランとの整合を図りながら、地区計画の設定等により既存の土地利用との調和を図ることを基本とする。

② 居住環境の改善又は維持に関する方針

中心市街地や用途地域内の遊休地や未利用地を活用し、狭隘な道路の拡幅等により、居住環境の改善と良好な住宅地の整備に努める。また、中心市街地にある木造密集家屋については、建て替えの際、防火性能の強化を図り、安全な市街地の形成をめざす。

他市町村や本都市計画区域内からの避難者のための復興公営住宅の整備にあたっては、将来の都市づくりとの整合を図りながら、良好な居住環境の形成を図る。

③ 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

本都市計画区域に整備されている中央公園などの都市公園は、住民の身近な公園・緑地として活用を図る。また、用途地域内には、田畑や社寺等が多く残り、歴史ある緑や田園風景が広がる市街地を形成しており、今後もこれらの歴史ある緑や田園風景の適正な維持に努める。

④ 優良な農地との健全な調和に関する方針

優良な農地や生産性の高い集団農地については、今後も優良な農地として保全するものとする。また、本都市計画区域においては、今後の大幅な市街地拡大は見込まれないと考えられる。このため、用途地域外の地域については、無秩序な土地利用を防止し、自然環境の保全や、貴重な広場を確保する観点からも、優良な農地を保全する。

⑤ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

本都市計画区域東部にある阿武隈高地の良好な自然環境の保全を図る。また、市街地周辺の山林や田畑については、都市的土地利用との調整を図りながら保全を図る。さらに市街地内の遊休農地を利用した森林環境の回復などにより、良好な自然環境の保全・創出に努めるとともに、生産性の高い集団農地を始めとして、今後も優良な農地の保全を図るものとする。

広瀬川については、水質の浄化を図りながら、水辺生物の生息や都市環境に潤いを与える自然環境と位置づけ、その保全・活用に努める。

⑥ 計画的な都市的土地利用の実現に関する方針

用途地域が定められていない区域は、農地との調和を図りつつ、主に良好な居住環境を維持・保全していく区域とする。集落地区については、自然に囲まれた環境の保全に配慮しつつ、集落及び地域コミュニティの維持が可能となるよう基盤整備を進めるとともに、適切な土地利用の規制・誘導を図ることとする。

参考 附図3 土地利用方針図

5. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定方針

都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定又は変更に関しては、次の方針に基づくものとする。

なお、施設の整備にあたっては、歴史的街なみの保全や良好な景観の形成に配慮するとともに、誰もが暮らしやすいまちをめざして、ユニバーサルデザインの理念に基づき、安全で安心して利用できる都市施設の整備を図る。

1) 交通施設

① 基本方針

ア. 交通体系の整備の方針

○広域的な連携軸の強化

本都市計画区域における都市の骨格を形成する交通軸としては、主要幹線道路として一般国道114号、349号、(主)原町川俣線があり、それぞれの機能強化を図りながら、東西南北の交通ネットワークの形成を図る。

○都市の軸の整備

市街地内の道路は、骨格となる幹線道路、生活道路など各々の機能に応じた構成としながら、バス等の公共交通機関と連携し、効率の良い道路ネットワークの確立を図る。

○防災機能の強化

災害時において、高規格幹線道路や主要幹線道路は広域的な避難路や緊急輸送路として、また、主要幹線道路等に囲まれた区域内の幹線道路や区画道路は区域内での避難路や延焼遮断帯としての役割があることを十分考慮したうえで、地域の防災性を高めるような道路網の検討及び整備を図る。

○人にやさしい環境づくり

高齢社会及び環境重視社会へ対応し、歩行者や自転車等にやさしく、安全性の高い交通環境の整備を行うものとし、ユニバーサルデザインの導入等に十分配慮する。

② 主要な施設の配置方針

ア. 道路

○主要幹線道路

本区域本都市計画区域の骨格であり、広域の都市圏と本区域本都市計画区域を結ぶ(都)鶴東川原田線(一般国道114号)、(都)壁沢川原田線(一般国道349号)、(主)原町川俣線を主要幹線道路として位置づける。

○幹線道路

幹線道路として、都市計画道路を中心に位置づける。

補助幹線道路としては、町内の一級町道などを、地区と地区とを結び、町民の生活利便性を高める道路として位置づける。

なお、長期にわたり事業の実施が行なわれていない路線については、現在の土地利用や交通需要をもとに、適正な交通網の見直しを図る。

参考 附図4 交通施設方針図

2) 河川

① 基本方針

川俣町の中心を流れる広瀬川は下流域の水源になっており、水環境の保全を図る必要があるため、合併処理浄化槽等の適正な生活排水対策の検討を行い、水質の保全、生活環境の改善に努める。

② 主要な施設の配置方針

広瀬川周辺を河川公園として活用しながら、水質浄化を推進し、良好な河川景観・環境の保全を図る。

③ 主要な施設の整備目標

概ね10年以内に実施を予定する主要な施設については、以下のとおりとする。

種別	名称
一級河川	広瀬川

3) その他の都市施設

① 基本方針

快適な生活を営む上で必要不可欠な都市施設については、適宜機能の更新を図りながら、必要に応じ新たな施設についても検討を行い、適切に配置していく。

② 主要な施設の配置方針

ア. 火葬場

周辺環境や施設利用者の利便性に配慮しながら、老朽化した施設の更新を図るべく、検討を進める。

6. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定方針

市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定又は変更に関しては、次の方針に基づくものとする。

1) 主要な市街地開発事業の決定の方針

狭隘な道路が残り木造建物が密集する防災上問題がある既成市街地や、残存農地が介在する進行市街地においては、公共施設の整備、防災性の向上及び土地の有効利用に寄与する事業を必要に応じて検討する。また、事業手法の選定にあたっては、民間の開発の誘導も検討するものとする。

7. 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定方針

自然的環境の整備及び保全に関する主要な都市計画の決定又は変更に際しては、次の方針に基づくものとする。

1) 基本方針

本都市計画区域は阿武隈高地の緑豊かな山々に取り囲まれており、これらの豊かな緑と広瀬川の自然環境は、次世代に引き継ぐべき財産として保全していく。また、これらによる自然景観は、住民・企業・行政の協働により、その保全の手法について検討を進める。

2) 主要な公園緑地の配置方針

本都市計画区域内の主要な緑地の配置については、以下の方針をもとに整備・保全を進める。

① 環境保全系統の配置方針

広瀬川は生態系への影響や豊かな自然環境を町民が身近に享受できる親水性などに配慮しながら整備を進める。

区域を取り囲む緑地については、その自然環境の保全に努める。

② レクリエーション系統の配置方針

都市基幹公園として、市街地中央の丘陵部に中央公園を配置する。住民の憩いの場として、魅力の維持・向上を図るとともに、公園周辺の整備を推進する。

日常的なレクリエーションを提供する場として、町内の緑豊かな多くの自然を活用・保全し、身近な緑地空間を創出する。

③ 防災系統の配置方針

都市防災に対応する公園・緑地については、広瀬川周辺の緑地を延焼防止帯等として活用を図る。

④ 景観構成系統の配置方針

春日神社、常泉寺、河股城趾など歴史的に価値の高い建物や緑地の景観を保全する。

広瀬川については、河川公園や親水空間の整備を行いつつ、市街地と調和のとれた河川景観を創出する。

3) 実現のための具体の都市計画制度方針

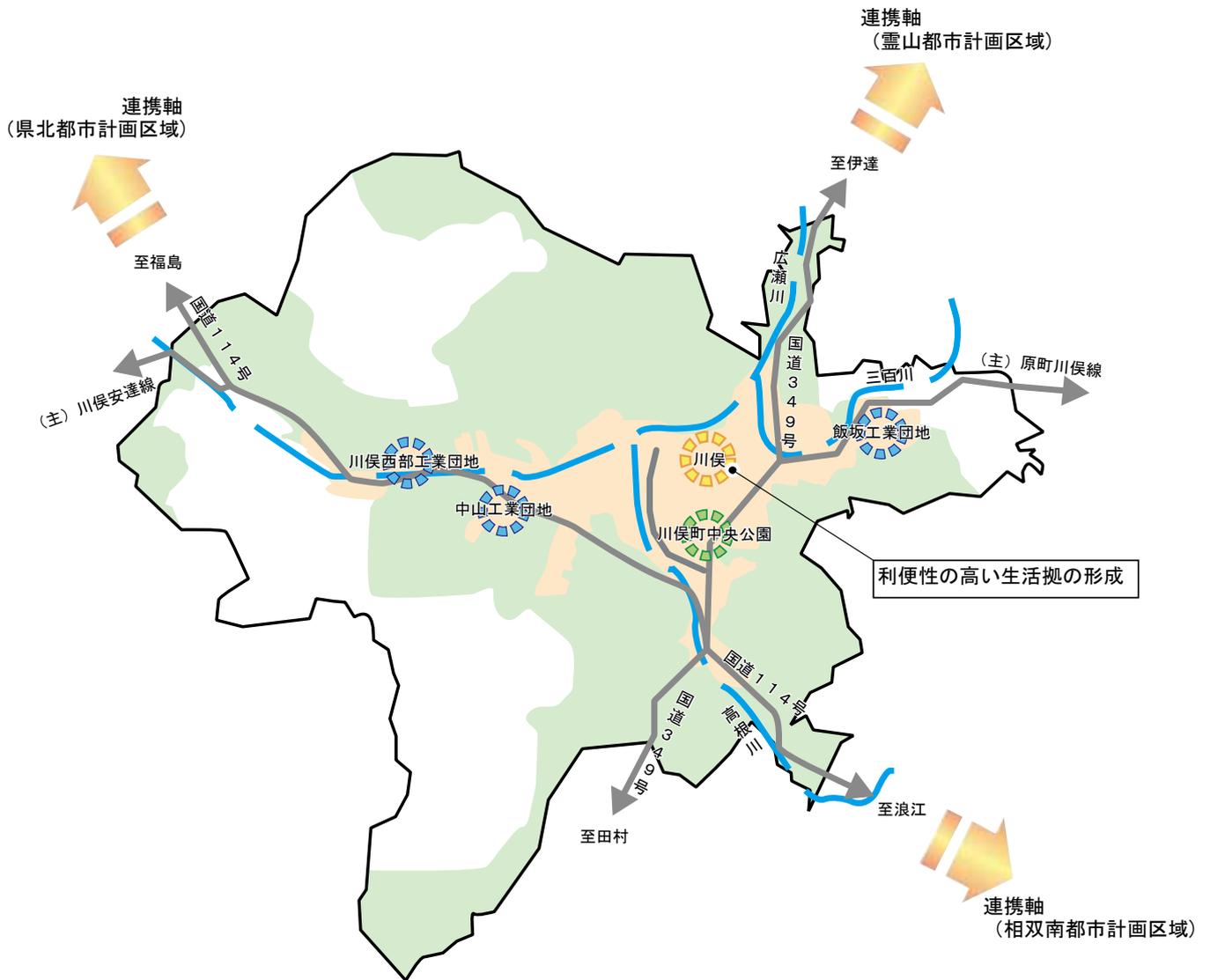
都市公園施設として整備すべき緑地については、下表のとおりとする。

種類	種別	整備、保全方策（地域地区等を含む）
住 区 基 幹 公 園	街区公園	住居系市街地において、街区に居住する住民が容易に利用できるよう確保を図る。 （従来の目安は概ね500m四方に1箇所程度配置）
	近隣公園	住居系市街地において、近隣に居住する住民が容易に利用できるよう確保を図る。 （従来の目安は概ね1km四方に1箇所程度配置）
	地区公園	住居系市街地において、徒歩圏内に居住する住民が容易に利用できるよう確保を図る。 （従来の目安は概ね2km四方に1箇所程度配置）
幹 都 市 基 公 園	総合公園	中央公園の1箇所の確保を図る。

参考 附図5 自然的環境の整備又は保全に関する方針図

都市形成略史年表

年	出来事
江戸時代～明治時代	相馬街道の宿場町として栄える。
明治4年(1871年)	廃藩置県により福島県に属する。
明治9年(1876年)	町飯坂村と町小綱木村が合併して川俣村となる。
明治10年(1877年)	仁井町に製糸工場ができる。
明治22年(1889年)	市町村制度施行により、川俣村が川俣町となる。
明治23年(1890年)	郡制が敷かれ伊達郡川俣町となる。
大正14年(1925年)	国鉄川俣線(福島市松川駅-岩代川俣駅間:12.2km)開通。
昭和23年(1948年)	川俣都市計画区域指定。
昭和30年(1955年)	町村合併促進法により伊達郡川俣町・飯坂村・大綱木村・小綱木村・富田村・福田村・小島村・安達郡山木屋村と合併し、川俣町となる。
昭和36年(1961年)	浄水場完成。
昭和47年(1972年)	国鉄川俣線廃止。
平成6年(1994年)	川俣都市計画区域、用途地域の都市計画決定。
平成7年(1995年)	一般国道114号バイパス開通。
平成10年(1998年)	一般国道349号バイパス開通。
平成23年(2011年)	東日本大震災発災



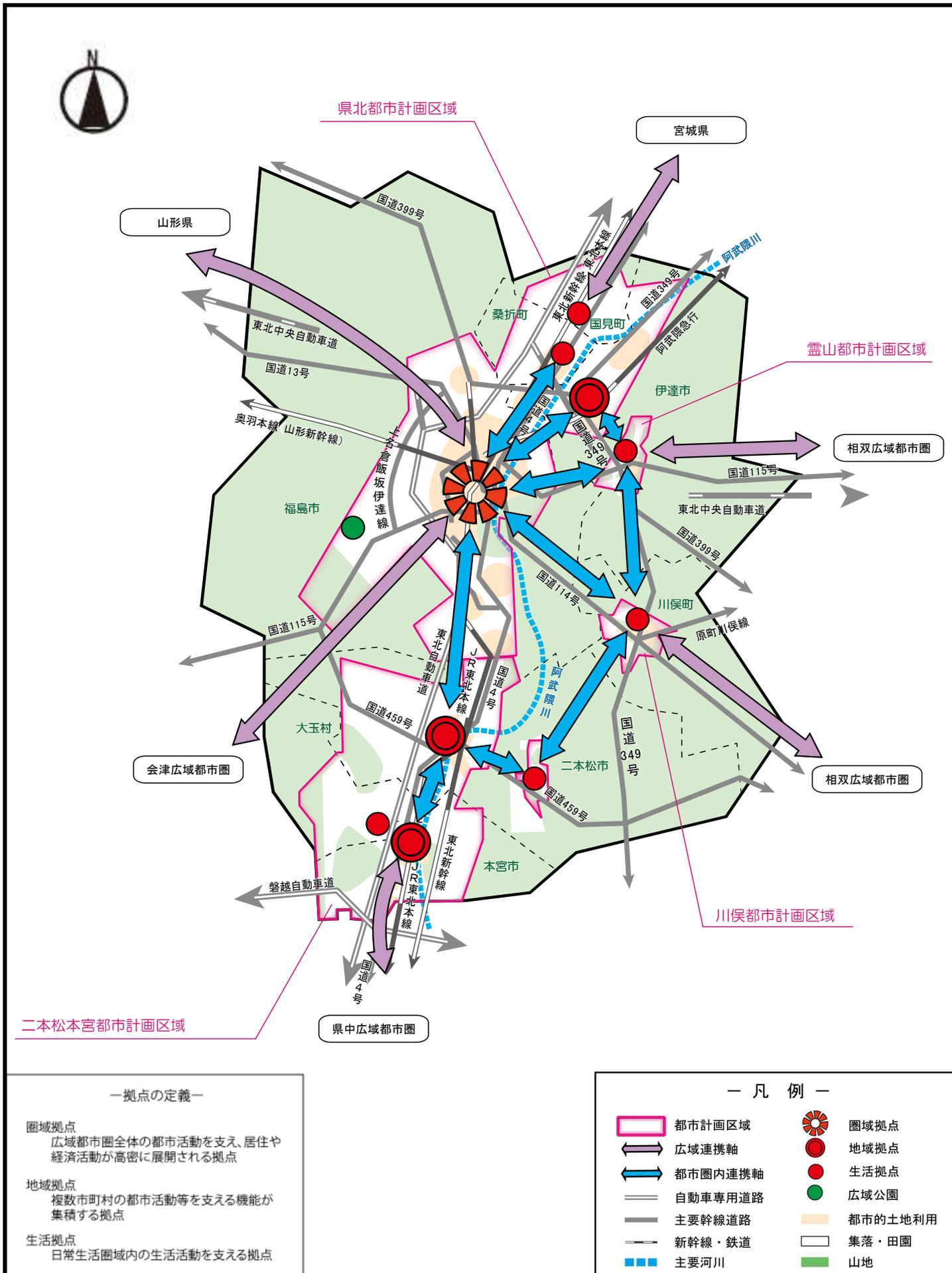
—拠点の定義—

- 圏域拠点**
広域都市圏全体の都市活動を支え、居住や経済活動が高密度に展開される拠点
- 地域拠点**
複数の市町村の都市活動等を支える機能が集積する拠点
- 生活拠点**
日常生活圏内の生活活動を支える拠点

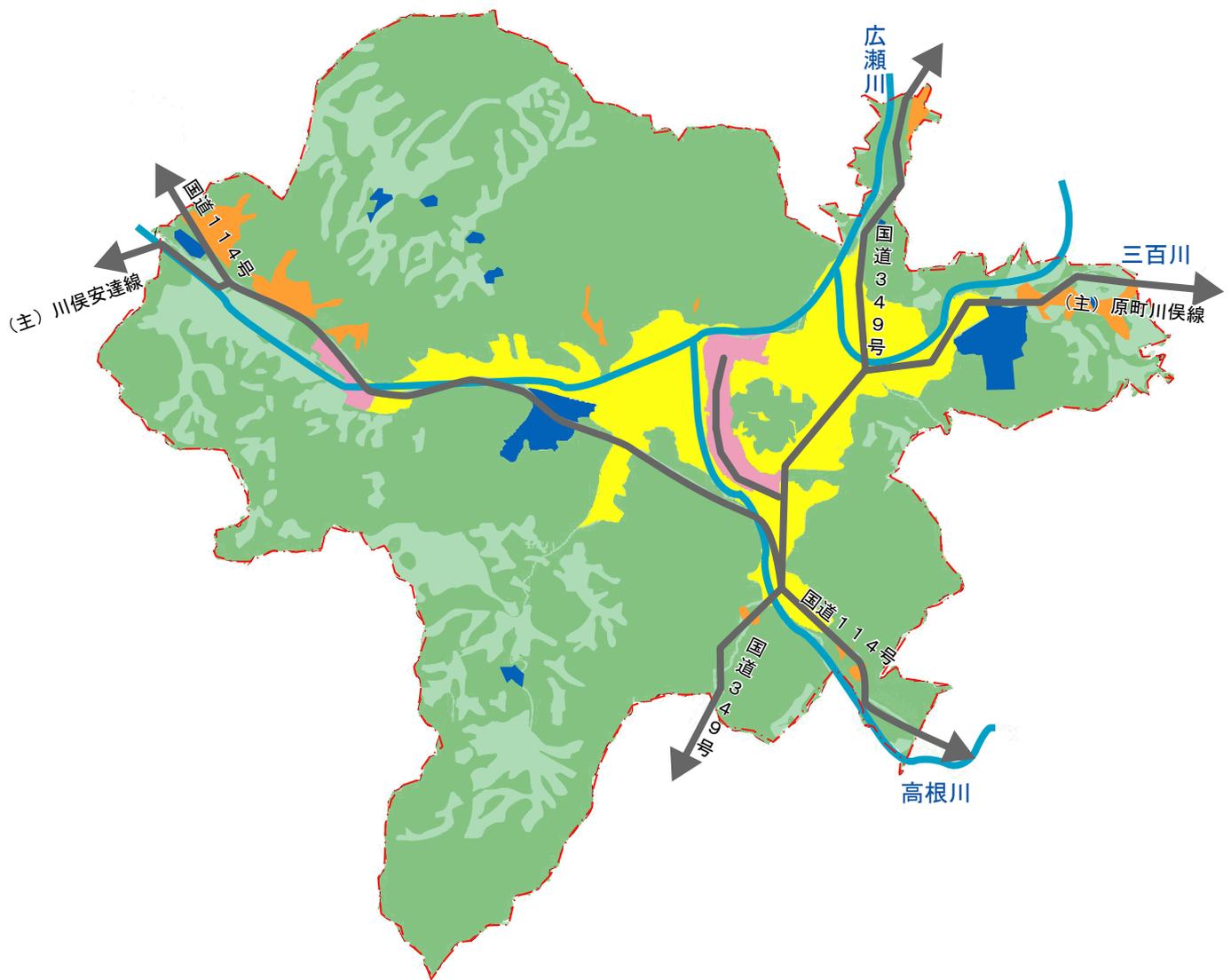
—凡例—

- 都市計画区域
- 連携軸
- 主要幹線道路
- 河川
- 都市的土地利用
- 集落・田園
- 山地
- 圏域拠点
- 地域拠点
- 生活拠点
- 工業拠点
- 観光・レクリエーション拠点

附図1 都市構造図(参考)
-川俣都市計画区域-



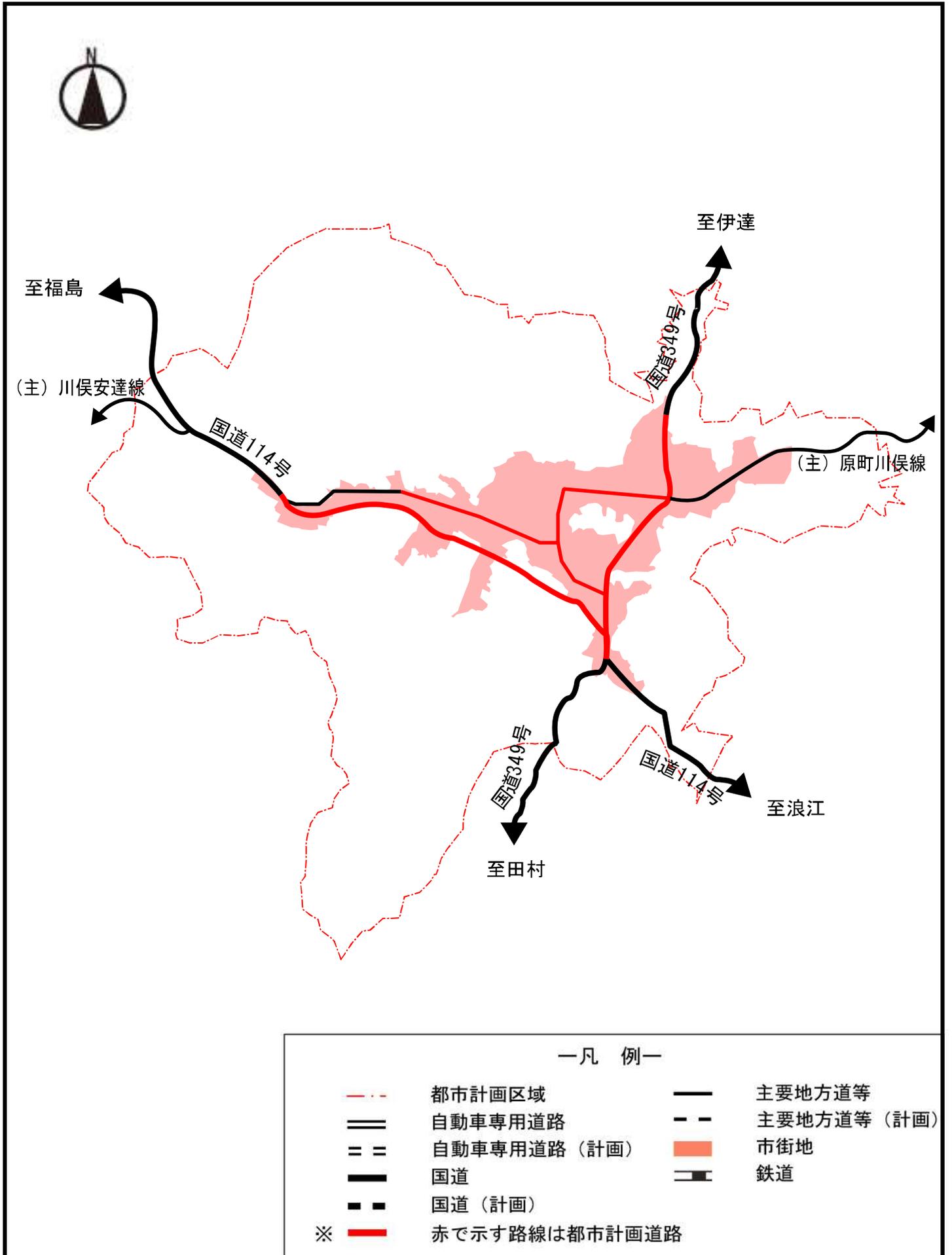
附図2 広域都市圏構造図 (参考)
- 東北広域都市圏 -



—凡 例—

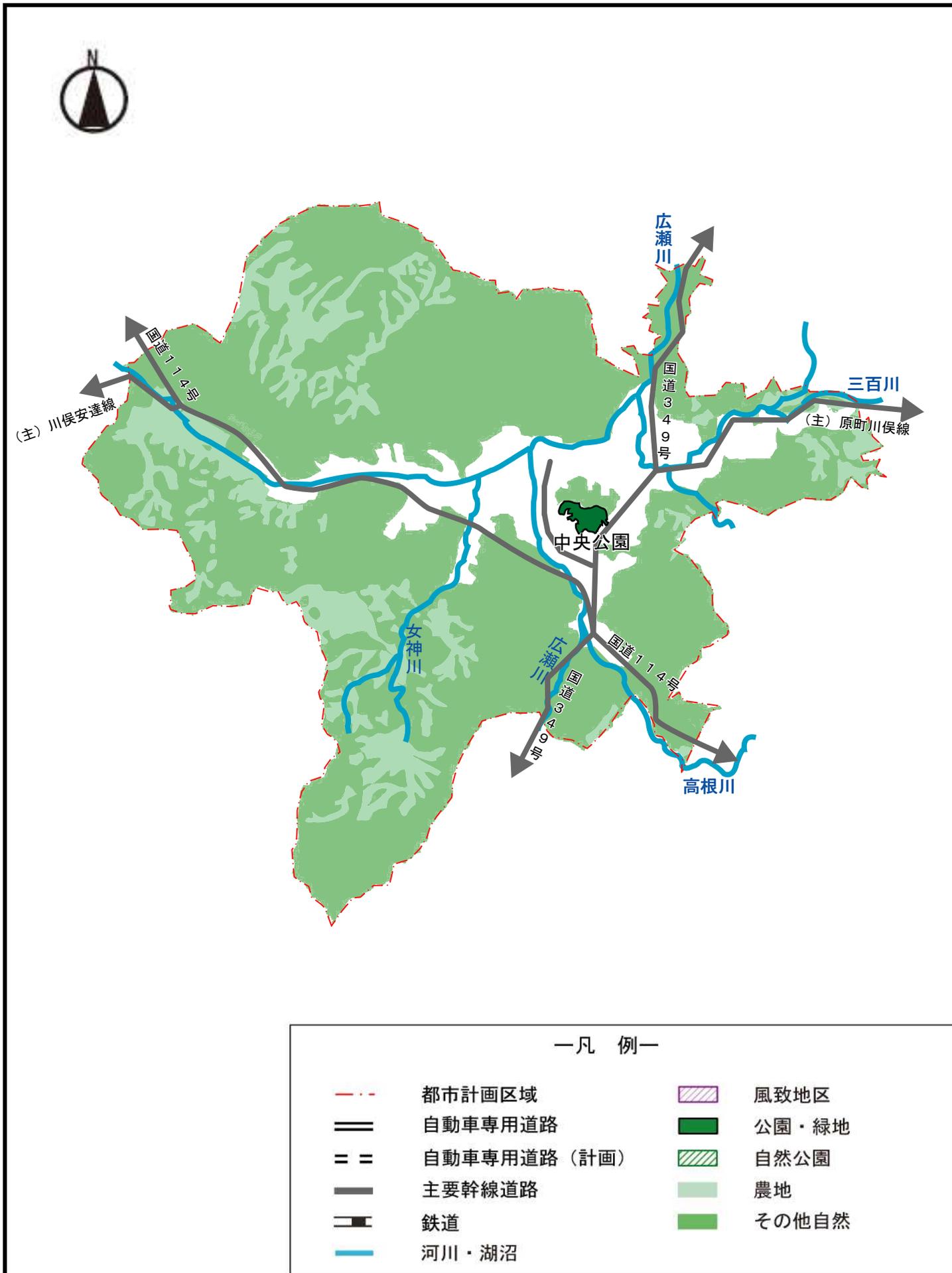
- | | | | |
|---|-------------|---|--------|
|  | 都市計画区域 |  | 住居系市街地 |
|  | 自動車専用道路 |  | 商業系市街地 |
|  | 自動車専用道路（計画） |  | 工業系市街地 |
|  | 主要幹線道路 |  | 集落 |
|  | 鉄道 |  | 農地 |
|  | 河川 |  | その他自然 |

附図3 土地利用方針図（参考）
-川俣都市計画区域-



附図4 交通施設方針図 (参考)

-川俣都市計画区域-



附図5 自然的環境の整備又は保全に関する方針図（参考）

-川俣都市計画区域-